

◎ 2.11.3 病院での感染症に対するリスクコミュニケーション

病院感染とは**院内感染**とも呼ばれ、患者が病院内で原疾患と異なる感染症に罹患することや、医療関係者が施設内で感染症に罹患することなどを指す言葉で、本来病気を治すための施設内で起きてはならないことである。そのため、**医療法**により、すべての医療機関において**病院感染対策の体制確保**が義務付けられている。**感染制御活動**では、院内の感染事例をいち早く察知し、的確に感染対策の指導を行うことが重要である。また、平時の活動では、サーベイランスに基づいた感染対策の立案や教育・啓発、抗菌薬の適正使用を行って院内感染の発生を予防する。感染制御活動では各職種が専門的な立場から関与しており、**薬剤師**も担当すべき活動が明記されている。

院内感染に対応する組織としては、**病院感染対策委員会** (infection control committee : **ICC**)、**感染対策チーム** (infection control team : **ICT**) が設置されている。

ICC は、包括的で多岐にわたる機能をもつため、**臨床現場で確実に** (場合により **速やかに**) **実行すべき感染対策**について、すべての事項を決定し実行させる権限をもつ。ICC で決定された事項は、関連するすべての組織が直ちに対応する義務と責任がある。したがって、ICC の構成メンバーは病院長、事務部門および関連する**各診療部の長** (あるいは代表者)、看護部、検査部、薬剤部などの**中央診療部の長**など、病院内の関連各部署を代表する職員で構成されることが望ましい。さらに、病院感染対策委員会の実働部隊として ICT が置かれ、病院管理者には機関内のすべての関係者の協力が得られる環境を整える。

ICT の構成メンバーは医師、看護師、**薬剤師**、検査技師、事務職員などであるが、臨床微生物の研究者、材料部、栄養士、臨床工学士などの職員が参加する場合もある。このチームは**病院感染対策全般**に関する事項の具体的な提案、実行、評価などを上部委員会である ICC に対して行う。ICT は定期的に会合を開催し、病院感染に関する情報を全病院的に提供する。病院感染対策のマニュアル・感染対策のための指針の作成、そして定期的な改訂もこれに含まれる。実務的な業務は、以下のものが中心である。

① 院内ラウンド

ICT によって病院内を**巡回**し、感染対策上のリスクを多角的に評価し、施設で対応可能な改善策を提案する。

② コンサルテーション

1) 病院感染防止に関するコンサルテーション、2) 病院内各部署での感染対策処置の評価と指導、3) 感染症治療の啓発と教育、4) 病院内各部門や地域の関連施設との連携・協力の推進、5) 情報ネットワークの構築と情報提供、6) 患者・家族や地域住民などへの対応、を行う。

③ サーベイランス

病院感染の現状や発生を迅速にかつ継続的に把握する業務である。病棟・外来における感染発生の

確認、感染源・感染経路の把握、病院環境の汚染状態や保菌者の把握、患者検体からの各種微生物の分離状況やその薬剤感受性成績を病院感染症疫学の立場から把握し解析する。情報の管理と適切な伝達が重要で、情報システムの確立および、ICT メンバーでは感染制御の心得を有する検査技師の責務とほかのメンバーとの連携システムが必要である。このようなシステムを基盤として、院内感染の**アウトブレイク**の察知が可能となり、サーベイランスのデータは施設や地域、国を越えた病院の客観的な評価を可能にする。

④ 抗菌薬適正使用の推進

抗菌薬適正使用は、耐性菌の発生の防止や不適切な抗菌薬処方による有害事象の回避などとともに、病院経営の改善にも貢献する。院内に医師・薬剤師・臨床検査技師などによる**抗菌薬適正使用支援チーム** (antimicrobial stewardship team : **AST**) を結成し、監視対象の抗菌薬処方例に対して**抗菌薬適正使用支援プログラム** (antimicrobial stewardship program : **ASP**) を実施する。

この中で**薬剤師が担う役割**は大きく、感染制御において、抗菌薬や消毒薬の評価、これらの適正使用の教育と指導、抗菌薬や消毒薬の使用状況の把握、薬剤や滅菌水などの清潔管理などを行う。院内や病棟ラウンドに際しても、各部署の薬剤の管理や使用期限、剤形の適切性などを判断し、必要時には ICT としての指導を行う。抗菌薬の適正使用に関しては、地域ごとの問題意識をもつことが望ましく、地域の病院の機能を相互に把握し、これに応じた実際の抗菌薬の使用量の比較、問題点などを抽出し、ICT の中で改善策を提議する。自施設および地域の**アンチバイオグラムの**定期的な評価や問題点の抽出、患者に応じたオーダーメイドの**抗菌薬初期投与量**の相談や、**therapeutic dose monitoring (TDM)** の測定結果解釈に関する責務も有する。日本病院薬剤師会では**感染制御専門薬剤師** (board certified infection control pharmacy specialist : **ICPS**) や**感染制御認定薬剤師** (board certified pharmacist in infection control : **PIC**) の資格制度を認定している。

◎ 2.11.4 薬局での感染症に対するリスクコミュニケーション

病院だけでなく、薬局でも同様に感染症に対するリスクコミュニケーションは重要である。医療提供体制・医薬品提供体制の維持において、感染症発生時では、地域医療体制の初動時から、自治体と都道府県・地域の薬剤師会、医薬品卸が連携し、自宅療養者等への医薬品提供を担う**薬局・薬剤師が参画**して対応しなければならない。平時からの取組としては、新興感染症の発生を念頭においた**各薬局の体制** (人的・物的) や、地域の連携体制に係る**研修や訓練**を行っておくことが重要であり、**オンライン環境の一層の普及・推進** (オンライン服薬指導、キャッシュレス決済など) を進めることが必要である。また、薬局を活用して、感染症の罹患の有無に関する**検査**を国民が適切に受けることができる機会を増やし、検査結果に応じて適切に**診療**に結び付けることのできる体制を構築することも重

要である。**ワクチン接種**においては、薬局薬剤師は市町村等が行う集団接種に協力し、ワクチンの希釈やシリンジへの充填、予診のサポート（問診、予診票の確認）、服用薬の確認や副反応等に関する事前の説明、接種後の状態観察などを担う。

地域における感染対策や公衆衛生活動としては、地域住民への科学的根拠に基づく**情報提供**や**リスクコミュニケーション**（感染症、ワクチン、治療薬等について様々な情報が飛び交う中で、正確な情報の収集・発信、相談対応）を行う。薬局において、要指導医薬品や一般用医薬品の提供、健康に係る相談、マスク・消毒剤などの**感染防止物品の供給**を担うだけでなく、**手指消毒用アルコール**不足時には薬局において高濃度エタノールの希釈・分注を行い、地域の診療所、高齢者施設等に配布するなども必要な対応といえる。また、**学校薬剤師活動**（学校の感染対策、衛生管理など）も感染症予防では重要な役割である。

このように、**薬局の薬剤師**は、地域における**感染症予防、拡大防止等の対策と発生時の対応**（感染症予防の啓発、消毒薬や衛生用品の供給確保と使用法の指導、ワクチン接種におけるワクチン調製や相談対応等の主体的参画・貢献等）に極めて重要な役割を担っている。